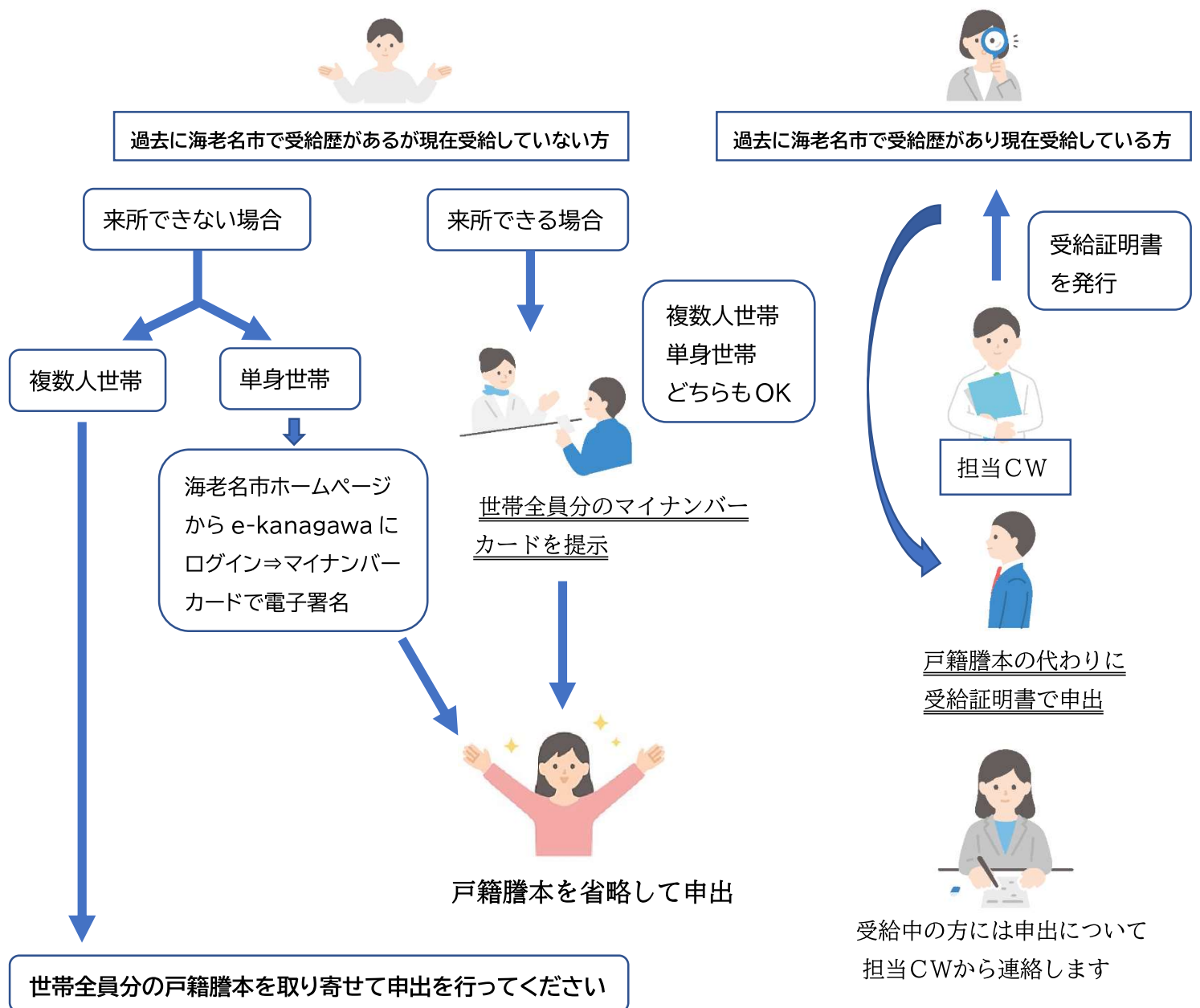




戸籍謄本の省略について



追加給付の申出には①世帯全員の戸籍謄本の写し、②マイナンバーカードや免許証などの身分確認証の写し、③振込先の通帳またはキャッシュカードの写し、④同意書（紙の申出書に付属）の4点が必要となりますが、戸籍謄本を省略できる場合があります。以下はそのフローです。



また、以下の場合も戸籍謄本の省略はできません。

- 来所時、マイナンバーカードの提示が出来ない方
 - マイナンバーカードの有効期限が過ぎている方
- ※更新手続き後にお越しください